

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県庁舎の清掃等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年3月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟県庁舎（東回廊・議会庁舎・西回廊・車庫棟・職員会館等）清掃業務一式及び構内清掃等業務一式

(2) 調達案件の仕様等

調達役務に関する入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県庁東回廊・議会庁舎・西回廊・車庫棟・職員会館等

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のア～コに該当する者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日（令和8年3月27日）までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

エ 競争入札参加資格を証明する書類の提出日（令和8年3月23日）までに新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けている者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第1号（建築物清掃業）又は第8号（建築物環境衛生総合管理業）に基づく新潟県知事又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。

（上記エに該当する団体で、建築物衛生法第12条の2第1項第1号又は第8号に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有する事業者を構成員の一部又は全部とする団体を含む。なお、実際の清掃業務に当たる者は、当該団体構成員のうち、建築物衛生法第12条の2第1項第1号又は第8号に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有する事業者に限る。）

カ 本件業務又は清掃実施面積5千平方メートル以上の清掃業務を、新潟県内で令和4年4月1日以降、12か月以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。

キ 新潟県内に事務所又は事業所を有する法人であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

コ 当該調達役務に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札参加者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争入札参加資格を証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。入札参加者は、入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

4 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間

令和8年3月18日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時15分まで

- (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁行政庁舎5階
新潟県総務部管財課庁舎管理係
電話番号 025-280-5063 (直通)

5 本件入札に係る参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格証明書類を提出すること。
ア 提出期限 令和8年3月23日(月)午後5時15分まで
イ 提出場所 4(2)に定める場所
ウ 提出書類等 入札説明書による。
- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果は、令和8年3月24日(火)に通知をメールで送付するので、入札参加資格証明書類を提出した者は、確認結果通知書の交付を受けること。

6 入札に関する事項

- (1) 入札執行の日時及び場所
ア 入札日時 令和8年3月27日(金) 午後2時
イ 入札場所 新潟県庁行政庁舎5階 504会議室
- (2) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。
- (5) 最低制限価格
最低制限価格を設定する。
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格以下最低制限価格以上の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約に関する事項

- (1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額を契約日までに新潟県が発行する納入通知書において納入する。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 調達手続の停止
令和8年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

8 その他

詳細は入札説明書による。